

島建 会報

2020 Vol.153



年頭所感

- 2 島根県建設業協会 会長 中筋 豊通
全国建設業協会 会長 近藤 晴貞

建設業協会

- 5 建設企業ガイダンスを開催
渡邊副会長叙勲
会員現状調査を実施

- 7 令和2年度 事業予定

建災防県支部

- 8 出雲大社で安全祈願
県内建設業の労働災害発生状況
年度末労働災害防止強調月間
月間商品のご案内
墜落・転落災害防止のポイント
講習予定表（令和2年度）

建退共島根県支部

- 12 電子申請方式について
外国人労働者向けパンフレットについて

DCプラン

- 16 マッチング拠出制度

一般社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17号 TEL0852(21)9004 FAX0852(31)2166

令和2年2月1日発行



『選ばれる建設業を 目指して』スタート

一般社団法人 島根県建設業協会 会長 中筋 豊通

明けましておめでとうございます。

令和の時代を迎えて初めての年頭のご挨拶を申し上げます。昨年は天皇陛下交代の様々な儀式が厳かに執り行われ、数々の慶祝行事に国民が心からの祝意を表し、平和な日本の姿を世界に発信することができました。新天皇は「即位後朝見の儀」に臨み『常に国民の幸せと国の一層の発展、そして世界の平和を切に希望します』と、お言葉を述べられました。

一方で、イギリスのEU離脱問題や、米中の経済摩擦、隣国の韓国との諸問題も解決しない状態が続き、中東アジアや北朝鮮では非核対策が進まず、世界中が不穏な状況となっています。各国のリーダーの冷静で賢明な判断と行動を心から望むところです。

国内では、消費増税による個人消費の伸び悩みが懸念されていますが、今年は干支のスタートとなる子年でもあり、株式市場の格言に「子は繁栄」という言葉がありますが、株価が上昇し好景気な良い年であります。

さて、昨年も数々の地震、梅雨前線による大雨や台風被害が各地で発生しました。このような災害を予防するには、インフラ整備が遅れている地方では、整備の推進とこれまでの計画の見直しも必要ではないでしょうか。公共事業不要論が声高に主張され、長期にわたって公共事業にブレーキをかけた、つけが、ボディブローのごとく国土の健全さに影響を与えていると感じます。全国に沢山いらっしゃる被災者の皆さんのご苦勞を思うと、毎年繰り返されるこのような災害を防ぐ手立てを講じて行かねばなりません。

地域の安全・安心を確保し、一度災害が発生すれば真っ先に現場に駆けつけて対応するのが我々に課せられた責務と承知していますが、若者の入職が極端に減っている現実を見ると、将来の安全を確保する体制の維持のためにも経営力強化を図りながら「働き方改革」を早急に実践していく必要があります。

地域間格差、企業間格差が著しく、地域建設業の経営状況は依然として厳しい状況ですが、選ばれる建設業を目指し、会員企業一丸となって、労働環境、処遇改善に全力を注いで行こうではありませんか。

本年もお世話になりますが宜しく願い申し上げます。ありがとうございました。



年頭所感



『地域建設業の課題と向き合い、 積極果敢に取り組んでいく』

一般社団法人 全国建設業協 会長 近藤 晴貞

令和の御世になり初めての新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

平素は、全建の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。

昨年は、担い手確保・育成に向け労働環境の改善や生産性向上などを一層推し進めるための所謂「新・担い手三法」の成立をはじめ、働き方改革関連法の施行や建設キャリアアップシステムの本格運用開始など、建設業が魅力ある産業として輝くための環境整備が多く図られ、建設業界にとって大きな転換点となる一年でございました。

今年はいよいよ「東京オリンピック・パラリンピック」の開催を迎えます。世界中から集結するトップアスリートたちが生み出す熱狂と感動の日々に向け、着実にその気運は高まりを見せており、我々建設業界も開催国の一員として大会の成功に貢献していきたいと思えます。

一方、地域建設業は、社会資本整備や維持管理の担い手であるとともに、災害現場の最前線で活動するなど、地域社会の安全・安心を守る「地域の守り手」としての社会的使命を担っております。昨年は、全国各地で自然災害が猛威をふるい、各地に甚大な被害をもたらしましたが、「地域の守り手」としての使命をさらに果たしていかなければならないとの決意を新たにいたしました。

地域建設業がこれからもその使命を果たしていくためには、働き方改革などの新たな課題への対応や、依然とした地域間格差や大企業と中小企業との企業間格差等の課題に的確に対応していかなければなりません。

全建は47都道府県建設業協会と一体となり、引き続き地域建設業の課題と向き合い、積極果敢に取り組んでいく所存でありますので、ご理解とご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様方のご多幸とご健勝を祈念いたしまして、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

建設業協会

建設企業ガイダンスを開催 若年者確保へ32社参加



12月12日、松江市内で「建設企業ガイダンス」を開き、県内の建設関連企業32社参加した。

21年春卒業の松江工業高専環境・建設工学科4年生と、松江工業高校建築都市工学科、出雲工業高校建築科、松江農林高校環境土木科、出雲農林高校環境科学科、松江西高校の2年生総勢250人が訪れ、担当者から仕事の内容や待遇面、必要な資格などの説明を熱心に聞いていた。

学校関係者は進路状況について「就職6割、進学4割の傾向で、就職は学年によって県内・外の志望比率が異なる。ここ数年は県外から多くの求人があり、県内建設関係企業の要望に答えきれてないのが実情。インターンシップや企業説明会は会社や仕事

を知る良い機会なので今後も積極的に参加したい」と話す。

参加企業の担当者は「卒業生の若手社員がインターンシップの段階からフォローし、毎年度2～3人の採用ができている。入社後も若手社員が中心となって指導しており定着率も良い」という。また、別の企業の担当者は「来春は3人の採用を予定していたがかなわなかった。SNSでの情報発信や企業説明会にも積極的に参加しているが、大手や業界内での競合が厳しい」と指摘する。

建設企業ガイダンスは今年で6年目。新卒者を対象に企業PRの場として提供し成果を上げており、今年は、昨年の参加企業を上回った。

旭日双光章受章

渡辺 栄三 副会長



1998（平成10）年、渡辺工務店（隠岐の島町）の代表取締役役に就任。建築土木事業の技能・技術の研さんに自ら励む一方、的確な判断力と強いリーダーシップで社業発展に努めた。

数多くの公共・民間工事を施工し、島内の社会基盤整備に貢献するとともに、04年には県建設業協会隠岐支部長に就任。以来、一貫して協会の発展に尽力し、会員の技術力向上や経営基盤の強化に努め、今日の協会の礎を築いた。06年からは県建設業協会副会長として県協会の運営にも積極的に取り組んでいる。

また07（平成19）年8月に隠岐島を襲った集中豪雨では、地元建設業界のトップとして災害対応に臨み、業界一丸となって迅速な応急対策と復旧工事に貢献した。

全国組織での活動では、10年に建設業労働災害防止協会総代、12年には全国建設業協会協議員に就任。積極的に会務運営に参画し、島根県を代表する業界人として活躍する。

離島の建設産業が抱える高齢化や人手不足の課題に対しても、島内で初となる高校生を対象とした現場見学会の開催に取り組むなど、地元建設産業のイメージアップと若年者の入職促進に尽力する。

渡邊氏は「身に余る光栄で建設業界や発注機関等関係各位のご支援の賜物と感謝する。受章を励みに、これからも微力ながら地域社会と建設業協会の発展に向け努力したい」と喜びをかみしめる。

地域と協会の発展に貢献

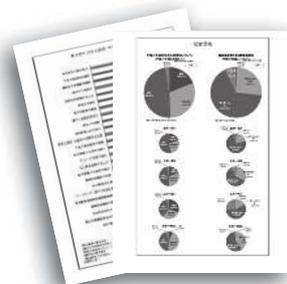
会員現状調査を実施しています

建設業協会では、平成23年度から、業界の現状把握と、今後の要望活動や意見交換会等の協会運営のための参考資料とすることを目的に「会員現状調査」を実施しています。会員企業の皆様にはご協力を賜り

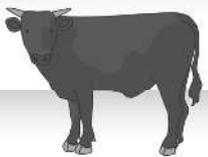


ましてありがとうございました。

今後はこのいただいた回答をまとめ、“通常総会での資料”や“理事会・委員会等での資料”、“意見交換会や要望活動における意見のバックデータ”として活用いたします。



令和2年度 事業予定

| | 島根県建設業協会 | 建災防島根県支部 | 島根県土木施工管理技士会 | 島根県農林建設業協会連合会 |
|----|--|--|--|---|
| 4 | 9 (木) 事務局長会議 21 (火) 監査会 28 (火) 理事会 | 21 (火) 監査会 28 (火) 理事会 | 8 (水) 監理技術者講習 | 21 (火) 監査会 |
| 5 | 13 (水) 新理事予定者会議 20 (水) 理事会 定時総会 協議員会  | 20 (水) 通常代議員会 | 8 (金) 監査会 理事会 21 (木) 通常代議員会 | 20 (水) 通常総会 |
| 6 | | | 9 (火) 正副会長会議 | |
| 7 | | | | |
| 8 | 8～9月 ●国土交通省中国地方整備局との意見交換会 ●島根県との意見交換会 ●島根県建設産業人材確保・育成推進協議会 | | 6 (木) 中国土木施工管理技士会連合会通常総会 | |
| 9 | 9～11月 高校生の現場見学会 | 24 (木) 第57回全国建設業労働災害防止大会(仙台市) | ●現場見学会 ●研修会(隠岐)  | |
| 10 | ●中国ブロック地域懇談会 ●令和2年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会(山口市) | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | 12～2月 土木・建築・労働委員会 | | | |
| 1 | | 安全祈願祭  | 支部長会議 |  |
| 2 | | | 研修会(出雲・浜田) | |
| 3 | | | | 理事会、研修会 |

建災防島根県支部

出雲大社で安全祈願

建災防県支部（中筋豊通支部長）は1月16日、出雲大社を参拝し安全祈願を行った。島根労働局の安江労働基準部長、伊藤健康安全課長はじめ、各分会の代表者ら16人が出席。拝殿で祈祷した後、本殿に参拝。中筋支部長と安江労働基準部長が玉串を奉納し、全員で拝礼。今年一年の無事故無災害を祈願した。

昨年県内で発生した建設業の労働災害は、速報値によると94人で、昨年より1人増加。さらに、死亡災害は2人で、目標である「死亡災害ゼロ」を達成することができませんでした。

今年こそは、気持ちを新たに会員および協会をはじめ関係者が一丸となり「死亡災害ゼロの達成」「死傷災害件数では前年比減少」を目指し、リスクアセスメントとKYのレベルアップを図り、安全衛生管理の向上に努めましょう。



平成29年～令和元年（1月～12月）
島根県内の建設業の労働災害発生状況

| 区分 | 29年 | 30年 | 令和元年 |
|---------|--------|--------|--------|
| 土木工事業 | (0) 29 | (1) 34 | (1) 39 |
| 木造工事業 | (0) 21 | (0) 16 | (0) 21 |
| 建築工事業 | (0) 27 | (2) 29 | (1) 24 |
| その他の建設業 | (0) 13 | (0) 14 | (0) 10 |
| 計 | (0) 90 | (3) 93 | (2) 94 |

() は死亡災害

年度末労働災害防止強調月間（3/1～31）が始まります！

3月1日～31日は年度末労働災害防止強調月間。特に、この期間は工事が逼迫し労働災害の可能性が極めて高くなります。週毎、日々の連絡調整を密にし、厳しい工程による安全設備の不備にならぬよう特に下記の徹底をお願いします。

- ★作業の前に計画を作成し打合せを行いましょ
- ★高所（2m以上）での作業は、作業床・墜落制止用器具を確認しましょ
- ★重機作業では、後進時の合図方法を取り決め実行しましょ

月間商品のご案内

お求めは、ご所属（お近く）の各地区建設業協会（建災防県支部各分会）までお申し込みください。

ポスター ¥200 B2判（73×52cm）

No.1 のん



No.2 渡邊 理佐（柳坂46）



のぼり

¥1,600
ポリエステル製（240×70cm）



ワッペン

¥860
ビニール製
（7.5×6cm）
10枚1組

タオル

10本1組
（34×85cm）
¥3,210
（税込）



安全 第一



横幕 ¥1,600
ポリエステル製
（70×220cm）

墜落・転落災害防止のポイント～作業上の注意事項～

1 脚立を使用しての作業

- ① 作業箇所に対し、踏みさんを正面に向けて設置する
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 開き止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体(脚部)を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない
- ⑦ 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ⑧ 重心が脚立や両足などの外に出ないようにする
- ⑨ 手すり付きのものが望ましい



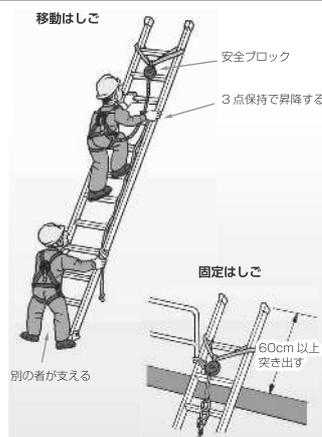
2 はしごの昇降

【移動はしご】

- ① 立てかける前に安全ブロックを設置する
 - ② はしごの下を別の者が支える
 - ③ 昇降中は、安全ブロックのフックを安全帯のD環に連結する
 - ④ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態(踏みさんに足を置き、脚柱等をつかむ)を維持しながら昇降する
- ※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

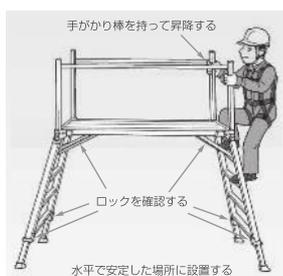
【固定はしご】

- ① はしごの上部及び下部を動かさないよう固定する
 - ② はしごの上部は、床面から60cm以上突き出して設置する
 - ③ 安全ブロックを昇降に支障のない場所に固定する
 - ④ 昇降中は安全ブロックのフックを安全帯のD環に連結する
 - ⑤ 床面に乗り移る際は、安全帯のフックを先掛けする
- ※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない



3 可搬式作業台を使用しての作業

- ① 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する(両手でしっかり脚柱等をつかむ)
- ② 押ししたり引いたり、反動のある作業を避ける
- ③ 重心が脚立や両足などの外に出ないようにする
- ④ 脚部が確実にロックされたか確認する
- ⑤ 水平で安定した場所に設置する
- ⑥ 手がかり棒を立て起こして使用する
- ⑦ 手すり付きのものが望ましい



4 足場上での作業

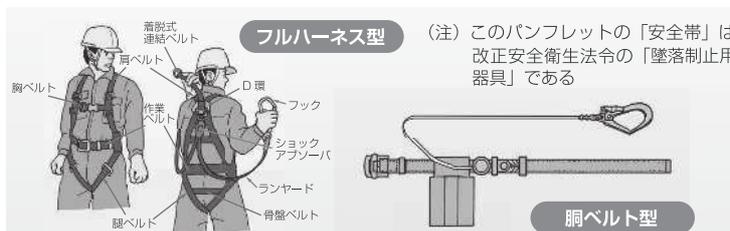
- ① 足場の部材などを一時的に取り外す場合には必ず職長等責任者の了承を得て行う
- ② 必要な作業が終わったら取り外した部材(手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等)を元どおり取り付ける
- ③ 作業開始前に足場の状態を点検する(部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等)



5 安全帯 (墜落制止用器具の使用)

「フルハーネス型安全帯」と「胴ベルト型安全帯」があります。建設現場の作業内容や作業箇所の高さに応じて使用します。

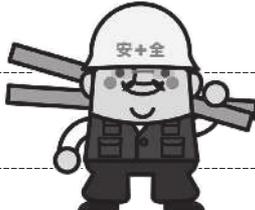
- ① 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。
- ② 安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えうるものとする。
- ③ 点検・保守や保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておく。



建災防講習予定表 (令和2年度)

令和2年度の講習会等の予定をお知らせいたします。

ホームページにも予定・案内などを掲載いたしますので是非ご覧ください。

| 講習名 | 学科講習 | | 実技講習 | |
|--|------------------------|------------------|---|----------|
| | 講習日 | 会場 | 講習日 | 会場 |
| 技能講習 | | | | |
| 足場の組立て等作業主任者技能講習 | 8月4日(火) 8月5日(水) | 松江流通センター 組合会館 |  | |
| | 9月17日(木) 9月18日(金) | 浜田建設会館 | | |
| | 11月5日(木) 11月6日(金) | 出雲建設会館 | | |
| 地山の掘削及び 土止支保工作業主任者技能講習 | 7月15日(水) 7月17日(金) | 出雲建設会館 | | |
| 型枠支保工の組立て等 作業主任者技能講習 | 10月27日(火) 10月28日(水) | 出雲建設会館 | | |
| 車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習 | 4月2日(木) 4月3日(金) | 島根県建設業会館 | 4月7日(火) | アユミ工業(株) |
| | 6月15日(月) 6月16日(火) | 浜田建設会館 | 6月17日(水) | (株)ライト |
| | 8月19日(水) 8月20日(木) | 出雲建設会館 | 8月24日(月) | アユミ工業(株) |
| 不整地運搬車運転技能講習 | 9月30日(水) | 出雲建設会館 | 10月2日(金) | アユミ工業(株) |
| 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 | 10月19日(月) | 出雲建設会館 | 10月20日(火) | アユミ工業(株) |
| 高所作業車運転技能講習 | 6月19日(金) | 出雲建設会館 | 6月23日(火) | アユミ工業(株) |
| | 9月7日(月) | 浜田建設会館 | 9月8日(火) | (株)ライト |
| | 10月8日(木) | 出雲建設会館 | 10月12日(月) | アユミ工業(株) |
| 特別教育 | | | | |
| 小型車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転の業務に係る特別教育 | 11月9日(月) | 出雲建設会館 | 11月10日(火) | アユミ工業(株) |
| ローラー運転の業務に係る特別教育 | 7月6日(月) | 出雲建設会館 | 7月7日(火) | アユミ工業(株) |
| 足場の組立て等の業務に係る特別教育 | 10月30日(金) | 浜田建設会館 | | |
| | 12月8日(火) | 出雲建設会館 | | |

| 講習名 | 学科講習 | | 実技講習 | |
|----------------------------------|----------------------|------------------|------|----|
| | 講習日 | 会場 | 講習日 | 会場 |
| フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 | 4月14日(火) | 浜田建設会館 | | |
| | 5月15日(金) | 出雲建設会館 | | |
| | 6月9日(火) | 松江流通センター 組合会館 | | |
| | 7月14日(火) | 浜田建設会館 | | |
| | 8月21日(金) | 出雲建設会館 | | |
| | 9月11日(金) | 松江流通センター 組合会館 | | |
| | 11月18日(水) | 浜田建設会館 | | |
| | 12月15日(火) | 出雲建設会館 | | |
| | 1月7日(木) | 松江流通センター 組合会館 | | |
| 低圧電気取扱い業務に係る特別教育 | 4月17日(金) | 出雲建設会館 | | |
| 自由研削用といしの取替え等の 業務に係る特別教育 | 10月1日(木) | 出雲建設会館 | | |
| 安全衛生教育 | | | | |
| 職長・安全衛生責任者教育 | 6月4日(木) 6月5日(金) | 松江流通センター 組合会館 | | |
| | 7月30日(木) 7月31日(金) | 浜田建設会館 | | |
| | 12月1日(火) 12月2日(水) | 出雲建設会館 | | |
| 職長・安全衛生責任者能力向上教育 | 11月25日(水) | 出雲建設会館 | | |
| 車両系建設機械（整地用等）運転業務 従事者安全衛生教育 | 6月29日(月) | 出雲建設会館 | | |
| 建設業等における（管理者・作業員）の ための熱中症予防教育 | 7月2日(木) | 出雲建設会館 | | |
| 現場管理者統括管理講習 | 1月22日(金) | 出雲建設会館 | | |
| 足場の組立等作業主任者能力向上教育 (定期) | 8月7日(金) | 出雲建設会館 | | |
| 施工管理者等のための 足場点検実務者研修 | | | | |
| 新・総合工事業者のための リスクアセスメント研修 | 1月29日(金) | 出雲建設会館 | | |
| 丸のこ等取扱い作業従事者教育 | 12月4日(金) | 出雲建設会館 | | |



受講申込を支部および各分会にて常時受け付けていますので、日程をご確認いただき、協力会社への周知・受講勧奨も含めた受講計画をご検討くださいますようお願いいたします。

また、定期開催以外にも、出張講習を承っておりますので、当支部までお問い合わせください。

建退共島根県支部

電子申請方式について

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部（以下「建退共本部」という。）においては、(1) 共済契約者の事務の合理化、(2) 事業主、労働者の意識の向上、(3) 労働者の退職金の充実を図るため、これまでの共済手帳に共済証紙を貼りつける掛金の納付方式に加えて、事業主が雇用している労働者の就労日数をインターネットで建退共本部に送ることによって掛金が納められる「電子申請方式」を導入することとしました。

開始時期は令和2年度末頃を予定しています。

また、電子申請方式のシステム開発に先行して、就労実績報告書作成ツールを提供いたします。

「電子申請方式」は希望する事業主すべての方が導入できます。一方、現在の「共済証紙貼付方式」につきましても、長年の実績があり、建設業界に定着していることもあり、存続することとしております。

導入スケジュールは

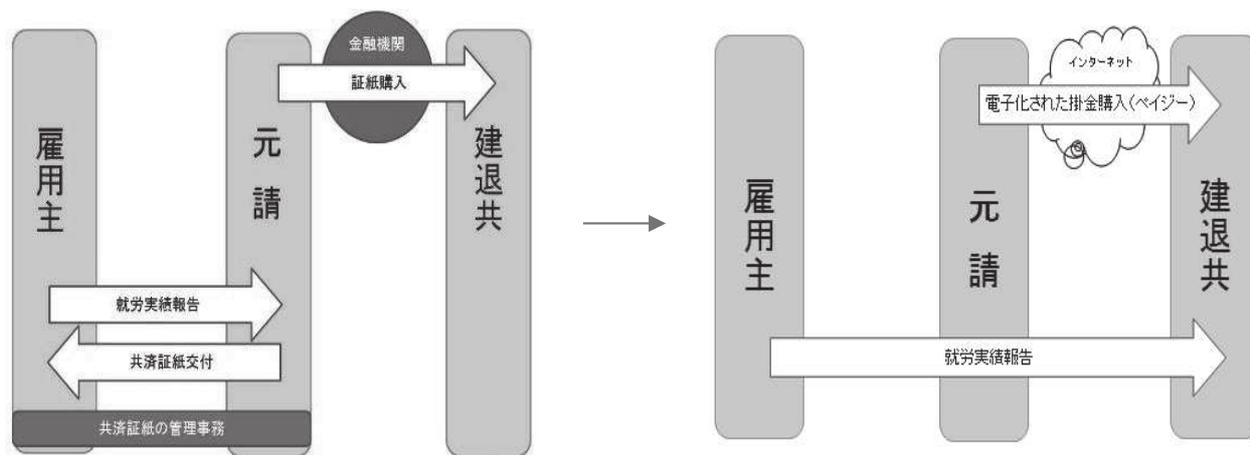
- 電子申請方式に円滑に移行できるよう試行的実施を令和2年秋ごろから半年間実施し、令和3年3月31日までに、全面的・本格的実施することとしております。
- 電子申請方式の試行的実施
建退共本部では、電子申請方式のシステム導入に万全を期すため、約半年間システムを試行的に導入することを予定しており、試行的導入にご参加頂ける共済契約者（元請）を公募いたします。
電子申請の利用申請および公募の方法につきましては、おって建退共本部HPなどを通じてお知らせする予定です。

電子申請方式とは

- 共済証紙は「電子化された掛金」になります。
「電子化された掛金」は、ペイジーや口座振替で購入できます。
- 掛金の納付は「就労実績報告」で行います。
購入した「電子化された掛金」の個々の労働者（被共済者）の掛金への割り当ては、事業主が被共済者の働いた日数をインターネットで建退共本部に報告いただくことで行います。
掛金が納められた都度、被共済者の掛金の納付状況を記載した「掛金充当書」を建退共本部から発行します。
- 電子申請方式と証紙貼付方式で納めた掛金を合わせて退職金をお支払いします。
共済証紙で納められた掛金と電子申請で納められた掛金を合算して退職金をお支払いしますので、今までどおり勤め先が変わっても退職金額に影響はございません。

電子申請方式の特徴は

- 共済証紙の受け渡しや、共済手帳に貼付する必要がなくなりますので、事務の合理化が図れます。また、建設キャリアアップシステムを活用することで更に手続きの簡素化が期待できます。
- 電子申請方式の導入にあわせて、事業主が建退共本部のウェブサイト上で掛金の納付状況を確認できる、あるいは、労働者の方々が建退共本部から送られてくる通知によって掛金の積立状況を確認できるようにしたいと考えています。



電子申請方式による効率化のイメージ 掛金は電子上の「電子化された掛金」を購入

就労実績報告書作成ツールとは

- 下請事業主が元請事業主に建退共証紙を請求する様式が元請事業主により異なっており、事務が大変煩雑となっていたため、様式を定め下請事業主が元請事業主に建退共証紙を請求する様式を統一することといたしました。

建退共事務受託様式3号
被共済者就労状況報告書(日別報告様式)

被共済者 殿
整理番号
報告日

報告事業主名
住所
電話番号
共済契約者番号
氏名
工事コード
備考

現場責任者確認
印

(報告者番号) 元請事業主名 (被共済者番号) 下請事業主名

次の表のとおり、就労実績を報告します。

| No. | 被共済者番号 | 職種 | 氏名 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 合計 | | |
|-----|--------|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|--|
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 総合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

建退共事務受託様式4号
被共済者就労状況報告書(月別報告様式)

被共済者 殿
整理番号
報告日

報告事業主名
住所
電話番号
共済契約者番号
氏名
工事コード
備考

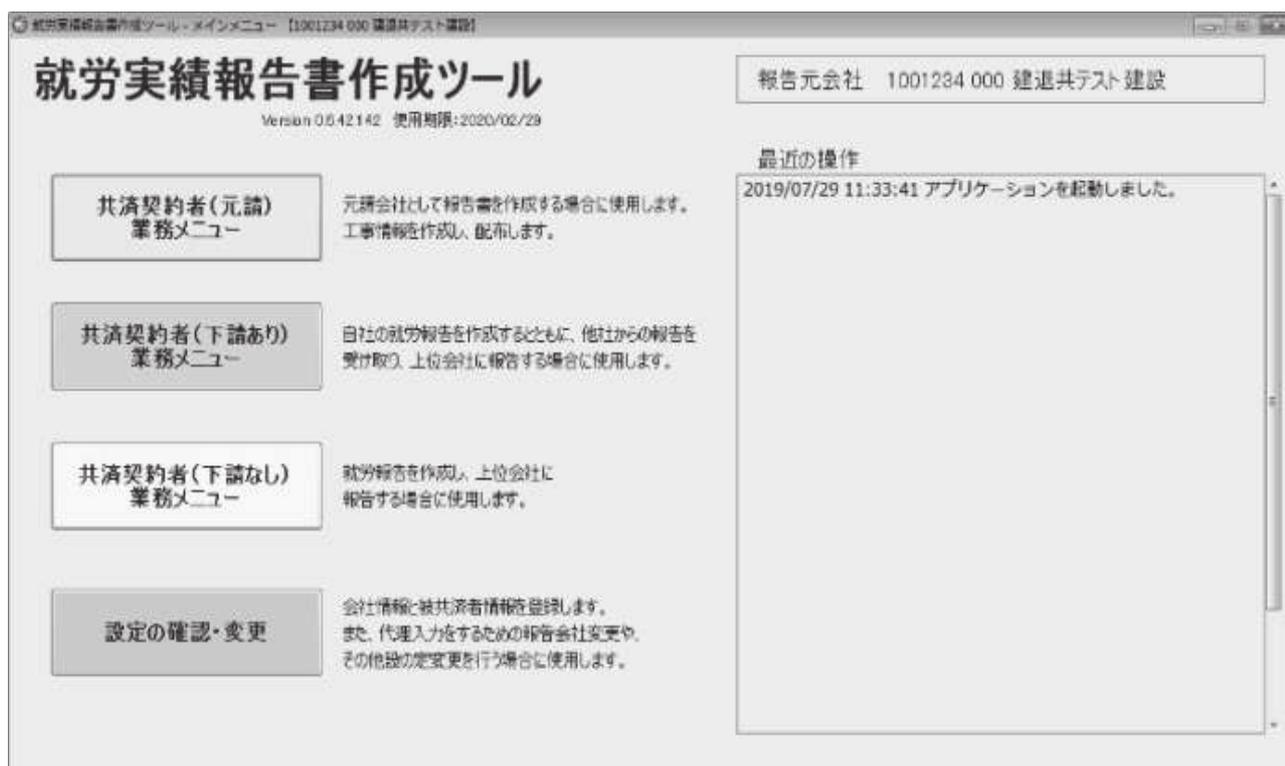
現場責任者確認
印

(共済契約者番号) 元請事業主名 (共済契約者番号) 下請事業主名

次の表のとおり、就労実績を報告します。 報告期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

| No. | 共済契約者番号 | 職種 | 共済契約者名 | 被共済者番号 | 被共済者名 | 就労日数 31日分 |
|-----|---------|----|--------|--------|-------|--------------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

- 統一様式を自動作成する就労実績報告書作成ツール（以下「ツール」という。）を作成し、令和元年7月31日より無償で配布することといたしました。
- これにより共済契約者の事務の簡素化が図られ、共済証紙の受渡しが円滑に行われることとなります。
- 電子申請方式では、ツールの様式が建退共本部に対する就労実績報告の様式として使用されることとなります。
- ツールには、元請事業者用、下請事業者用メニューがあり、会社情報、被共済者情報、工事情報などを登録し、被共済者の就労実績を入力します。



- ツールにおいて、「被共済者就労状況報告書（日別報告様式）」（建退共事務受託様式5号）を入力すると「被共済者就労状況報告書（月別報告様式）」（建退共事務受託様式4号）は、自動作成されます。
- ツールは、建退共本部HPからダウンロードしてご利用下さい。
- 建設キャリアアップシステム（CCUS）のデータを取り込んで「被共済者就労状況報告書（日別報告様式）」（建退共事務受託様式5号）を作成する連携機能について、今後開発予定です。
- ツールの使用方法等の問い合わせ窓口として、専用のヘルプデスクを設置しております。

（フリーダイヤル 0120-006-175）

「就労実績報告書作成ツール」



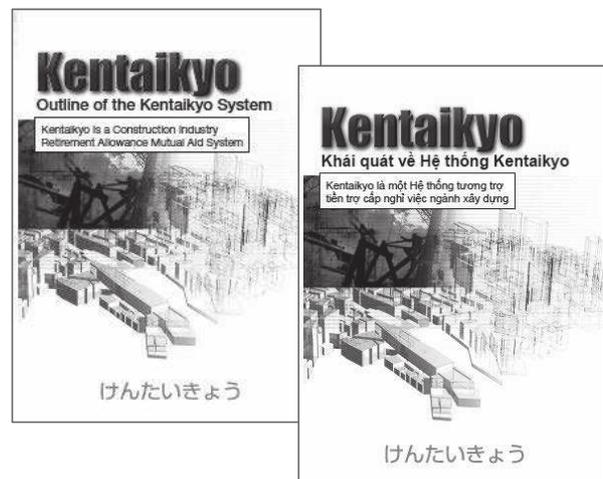
外国人労働者向けパンフレットについて

建設業においては、出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、新たな外国人材受入れのための在留資格が創設され、今後5年間で最大4万人規模の外国人労働者の増加が見込まれております。

このため、独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部（以下「建退共本部」という。）においては、外国人労働者向けのパンフレットを作成し、建設現場で働く外国人労働者の退職金制度への加入を図り、建設業界における優秀な人材確保・人材育成に寄与することとしております。

日本語以外は

- 外国人労働者向けパンフレットは、英語、中国語、ベトナム語、フィリピン（タガログ）語の4ヶ国語版を作成しました。



必要な場合は

- 外国人労働者向けパンフレットは、建退共本部HPからダウンロードしてご利用下さい。
- 説明会など、パンフレットが必要な場合は、本部または最寄りの建退共支部へご相談下さい。

制度の対象者は

建退共本部が実施している退職金制度には、日本国内で建設業を営む事業者であれば、外国法人も加入することができます。また、建設業を営む事業主に雇用されている労働者で、建設業の現場で働いている者であれば、国籍を問わず、加入できます。

この工事の元請事業者は 建退共に参加しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合、退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。建退共に未加入の下請事業者は、加入しましょう。事業者は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建退共事業本部
電話 03(6731)2831

建退共

検索

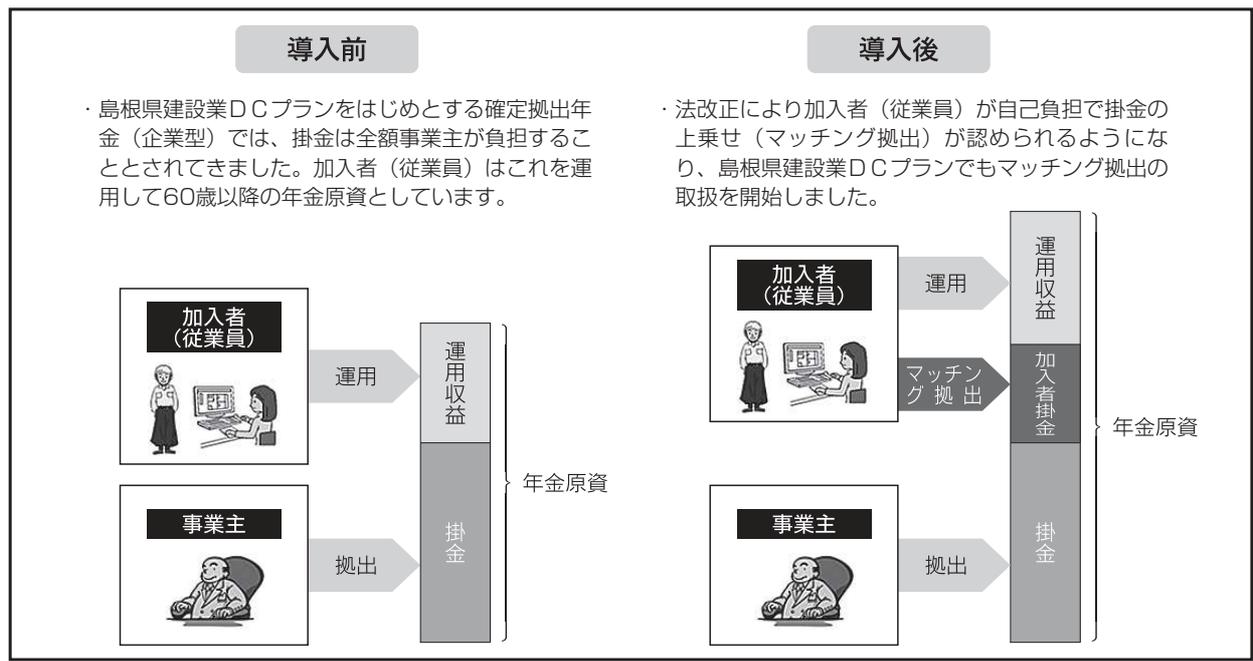
携帯・モバイルサイト



DCプラン

マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在14年が経過し、加入事業所が95社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法(平成23年8月交付)の制定により、大幅な改正が行われました。その中でも、改正の目玉である「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。（制度導入済21社）

（参考）確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。
 運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

| | | |
|-----|-------|---|
| 拠出時 | 事業主掛金 | 全額損金算入、かつ給与所得とみなされない |
| | 加入者掛金 | 全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用） |
| 運用時 | | 運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中） |
| 給付時 | | 給付の種類によって課税 <ul style="list-style-type: none"> ■ 老齢給付金：年金…雑所得（公的年金等控除適用） 一時金…退職所得（退職所得控除適用）* ■ 障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税 ■ 死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税（法定相続人1人当たり500万円まで非課税） ■ 脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税 |

|| (公財)建設業福祉共済団からのお知らせ ||

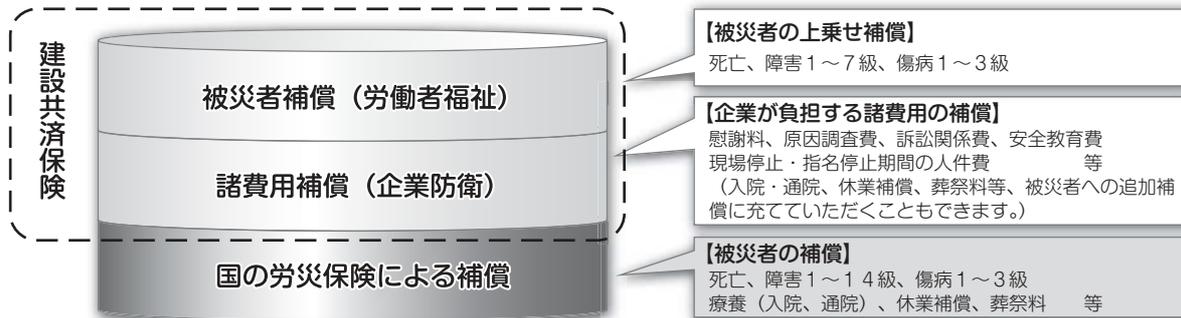
法定外労災
補償制度

(年間完成工事高契約)

建設共済保険は労働者と
企業のリスクをカバーします!

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現:国土交通省)及び労働省(現:厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円
(被災者補償保険金 500万円)
(諸費用補償保険金 500万円) の場合

| 完工高 | 土木一式工事 | 建築一式工事 |
|------|----------|----------|
| 1億円 | 33,440円 | 12,760円 |
| 2億円 | 57,760円 | 22,040円 |
| 5億円 | 121,600円 | 46,400円 |
| 10億円 | 197,600円 | 75,400円 |
| 50億円 | 760,000円 | 290,000円 |

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」以外にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

◆詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団
Tel 03-3591-8451
URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関
一般社団法人 島根県建設業協会
Tel 0852-21-9004

建設共済保険

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害7級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



完成工事高契約会員加入状況 令和元年12月31日現在

| 地区 | 加入企業 (会員) | 会員 加入率(%) | 地区 | 加入企業 (会員) | 会員 加入率(%) |
|----|--------------|--------------|----|--------------|--------------|
| 松江 | 48 | 73.8 | 邑智 | 35 | 92.1 |
| 安来 | 19 | 100.0 | 浜田 | 20 | 34.5 |
| 雲南 | 37 | 94.9 | 益田 | 11 | 44.0 |
| 仁多 | 13 | 100.0 | 鹿足 | 20 | 95.2 |
| 出雲 | 49 | 68.1 | 隠岐 | 16 | 53.3 |
| 大田 | 11 | 33.3 | 合計 | 279 | 67.6 |

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社) 島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西塚島1-3-17

Tel.0852-21-9004 Fax.0852-31-2166



契約者と業界の発展のために <http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索